

「熊谷市景観条例案」に関する  
意見公募手続き（パブリックコメント）

意見と市の考え方

1 意見募集期間

平成21年6月15日（月）から7月13日（月）

2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数 1名

意見等件数 4件

3 意見の内容と市の考え方

	意見の内容	市の考え方
1	地権者の意思・意見を十分に聴取、同意をえてから景観誘導地区の選定はもちろんだが、他のすべてもおこなうべきである。	本条例案につきましては、熊谷市景観計画に定めた事項のうち、景観法で市の条例に規定することが定められている事項及び市として景観形成を推進するため必要な事項を規定するものです。景観計画につきましては、パブリックコメントのほか、アンケート、ヒアリング、市民の方を含む策定委員会等を行い、市民皆様方のご意見を伺って参りました。また、今後につきましても、市民・地権者皆様方のご意見を伺いながら良好な景観形成を図ってまいります。
2	様々の詳細な制限を考慮しておられるようであるが、運用を誤ると地価の下落、賃貸料の下落、営業権、営業形態の制限なども考えられ、私権の制限、私権の重大な侵害にも当たりうる。	届出対象行為ごとの制限内容である景観形成基準については、全市域同一であり最小限の規制としております。
3	本計画、条例などと密接な関係にある中心市街地活性化基本計画などもあるが、当該地区を行政・大学などの業績、成果をあげるための実験場、実験材料にされてはこまるので、当該地区民のしあわせを考え、すべて、同意、協力をえてからにしていきたい。	地区ごとの制限等については、地区住民の皆様が主体となって検討頂き、合意形成が図れた上で実施することとなります。

4	景観誘導地区の詳細な地図を市民に提示すべきである。	景観誘導地区の詳細な地図につきましては、都市計画課窓口で皆様にご確認頂けます。また、市ホームページでもご確認頂けるようにいたします。
---	---------------------------	--